

川越市の 情報公開及び 個人情報保護制度

令和 7 年度の運用状況

川越市総務部総務課

目 次

情報公開制度の運用状況	1
-------------	---

1 請求・申出の受付、処理件数	2
2 実施機関別の受付、処理件数	3
3 主な請求・申出文書	5
4 請求・申出者の区分	5
5 部分公開及び非公開の決定・回答の理由別内訳	6
6 審査請求の処理状況	7
7 情報提供の実施状況	7
8 請求・申出の一覧	8

資料

(1) 川越市情報公開条例	1 3
(2) 川越市情報公開条例施行規則	2 5

個人情報保護制度の運用状況	2 9
---------------	-----

1 開示・訂正等請求の受付、処理件数	3 0
2 実施機関別の受付、処理件数	3 2
3 主な対象個人情報	3 4
4 部分開示及び非開示の決定の理由別内訳	3 4
5 訂正等請求の処理状況	3 5
6 審査請求の処理状況	3 5

- ・参考資料として添付している条例・規則等については、令和8年3月現在のものです。
- ・運用状況において引用している条項等は、処理時点のものとなります。
- ・単位未満四捨五入のため、合計の数字と内訳の数字が一致しない場合があります。

情報公開制度の運用状況

1 請求・申出の受付、処理件数

本市では、市民の市政への参加の促進と開かれた市政を推進するため、市で保有している公文書を公開する「情報公開制度」を平成9年4月1日から実施しています。令和7年4月1日から令和8年3月31日までの「請求・申出の受付、処理件数」は140件で、請求が43件、申出が97件となっています（表1参照）。

（表1）請求・申出の受付、処理件数

令和7年度	公 開 決定・回答	部 分 公 開 決定・回答	非 公 開 決定・回答	取 下 げ	合 計
請 求	14	17	2	10	43
申 出	38	45	3	11	97
合 計	52	62	5	21	140

2 実施機関別の受付、処理件数

令和7年度の請求・申出の受付、処理件数を実施機関別に分類すると、議会が1件、市長が117件、教育委員会が14件、上下水道事業管理者が8件でした。選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に対しては、請求・申出はありませんでした（表2参照）。

（表2）実施機関別の受付、処理件数

		公 開 決定・回答	部分公開 決定・回答	非 公 開 決定・回答	取 下 げ	合 計
議 会	請求	0	1	0	0	1
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	1	0	0	1
市 長	請求	10	14	2	6	32
	申出	36	37	3	9	85
	合計	46	51	5	15	117
教育委員会	請求	3	0	0	4	7
	申出	0	6	0	1	7
	合計	3	6	0	5	14
選 挙 管 理 委 員 会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
公平委員会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
監 査 委 員	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
農業委員会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
上 下 水 道 事業管理者	請求	1	2	0	0	3
	申出	2	2	0	1	5
	合計	3	4	0	1	8
総 合 計	請求	14	17	2	10	43
	申出	38	45	3	11	97
	合計	52	62	5	21	140

部局別では、保健医療部が最も多く（４３件）、次いで、建設部（１４件）、市民部及びこども未来部（１０件）となっています（表３参照）。

（表３）部局別の受付、処理件数

実施機関名		総件数	実施機関名		総件数
市長 市	議 会	1	教育委員会	教育総務部	9
	秘 書 室	1		学校教育部	5
	広 報 室	0		合 計	14
	防災危機管理室	2	選挙管理委員会		0
	総合政策部	0	公 平 委 員 会		0
	総 務 部	2	監 査 委 員		0
	財 政 部	6	農 業 委 員 会		0
	市 民 部	10	固定資産評価審査委員会		0
	文化スポーツ部	3	上下水道事業管理者		8
	福 祉 部	6			
	こども未来部	10			
	保健医療部	43			
	環 境 部	9			
	産業観光部	5			
	都市計画部	5			
	建 設 部	14			
	会 計 室	1			
	合 計	118	総 合 計		140

3 主な請求・申出文書

令和7年度に請求・申出の対象となった公文書のうち、主な文書名と文書数は次のとおりです（表4参照）。

（表4）主な請求・申出文書

主 な 文 書 名	文 書 数
施設台帳に関する文書	37文書
保険証券に関する文書	30文書
業務委託の設計に関する文書	19文書

4 請求・申出者の区分

令和7年度の請求者及び申出者を次の区分で分けると、市内に住所を有する者が15件（全体の10.7%）、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者が1件（全体の0.7%）、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が27件（全体の19.2%）、市の機関が行う事務事業によって権利又は利益に直接の影響を受けるものが1件（全体の0.7%）となっています。

また、その他に区分される者は、96件（全体の68.5%）となっています（表5参照）。

（表5）請求・申出者の区分

区 分	請求	申出
（1）市内に住所を有する者	15	0
（2）市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	1	0
（3）市内に存する学校に在学する者	0	0
（4）市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体	27	0
（5）市の機関が行う事務事業によって権利又は利益 に直接影響を受けるもの	1	0
（6）その他	—	96
合 計	140	

5 部分公開及び非公開の決定・回答の理由別内訳

(1) 非公開情報

令和7年度の部分公開及び非公開の決定・回答のうち、川越市情報公開条例第6条第1項各号（非公開情報）が適用された件数は合計61件でした。

上記61件につき、同条例同条同項各号が適用された回数は延べ75回でした。その内訳は次のとおりです（表6参照）。

（表6）川越市情報公開条例第6条第1項各号の適用状況

非公開情報	根拠条項	適用回数※
個人に関する情報	第6条第1項第1号	26
法人その他の団体又は事業を営む個人の情報	第6条第1項第2号	45
審議、検討又は協議に関する情報	第6条第1項第3号	1
事務又は事業に関する情報	第6条第1項第4号	3
法令秘情報	第6条第1項第5号	0
各大臣等（主務大臣等）から指示のあった情報	第6条第1項第6号	0

※1件の決定・回答に複数の非公開情報が含まれることがあるため、部分公開及び非公開の決定・回答の件数とは一致しません。

(2) その他

(1)のほか、部分公開及び非公開の決定・回答のうち、条例第22条の適用除外が理由とされた件数が2件、文書不存在が理由とされた件数が3件ありました。

6 審査請求の処理状況

令和7年度は、公文書公開請求に係る公開決定等及び不作為についての審査請求はありませんでした。

7 情報提供の実施状況

情報公開コーナーでは、行政資料の提供を行っています。

提供している資料は、予算書、決算書、市議会会議録、計画書、統計書等です。

No	受付日	請求・申出の概要	対象公文書	請求者	決定内容	根拠条文等	非公開部分の内容	所管部署
1	R7.4.1	令和7年3月1日～令和7年1月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
2	R7.4.1	令和7年3月1日～令和7年1月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
3	R7.4.1	令和6年度川越市役所南側駐車場内駐輪場等解体工事金入り設計書	令和6年度 川越市役所南側駐車場内駐輪場等解体工事 設計書一式	市内法人	公開			管財課
4	R7.4.1	令和6年度川越市民聖苑やすらぎのさと軒天塗装工事金入り設計書	令和6年度川越市民聖苑やすらぎのさと軒天塗装工事金入り設計書	市内法人	公開			斎場
5	R7.4.1	仮称霞ヶ関北市民センター新築工事金入り設計書等	仮称霞ヶ関北市民センター新築工事金入り設計書 仮称霞ヶ関北市民センター新築外構工事(その2)金入り設計書	市内法人	公開			地域づくり推進課
6	R7.4.1	令和6年度 設計書 工事名称 川越市立川越高等学校トイレ改修工事金入り設計書等	令和6年度 設計書 工事名称 川越市立川越高等学校トイレ改修工事(A・C棟) 令和6年度 工事設計変更設計書 工事名称 川越市立川越高等学校トイレ改修工事(A・C棟)	市内法人	公開			市立川越高校
7	R7.4.1	川越市立鯉井中学校大規模改造工事金入り設計書他		市内法人	取下げ			教育財務課
8	R7.4.1	上老袋水防倉庫ほか1箇所解体工事設計書金入り設計書他	・上老袋水防倉庫ほか1箇所解体工事設計書 ・増形水防倉庫解体工事設計書	市内法人	公開			防災危機管理室
9	R7.4.1	川越市立高階第二保育園防水改修工事金入り設計書		市内法人	取下げ			こども政策課
10	R7.4.1	令和6年度川越市立高階第二保育園防水改修工事金入り設計書	令和6年度川越市立高階第二保育園防水改修工事	市内法人	公開			保育課
11	R7.4.1	令和7年1月1日から令和7年3月31日に川越市が確認し廃止した(理容・美容)施設一	施設台帳	その他	部分公開	第1項第1号	個人の氏名	食品・環境衛生課
12	R7.4.2	令和7年度 上水道事業用管材単価表	令和7年度 上水道事業用管材単価表	市内法人	部分公開	第1項第2号	令和7年度 上水道事業用管材単価表のうち、「建設物価」、「積算資料」より得た単価	水道課
13	R7.4.2	令和7年3月31日管財課職員が作成した庁舎管理に関する文書	令和7年3月31日管財課作成文書	市民	部分公開	第1項第1号	個人の氏名	管財課
14	R7.4.9	令和7年度 上水道事業用管財単価表	令和7年度 上水道事業用管財単価表	その他	部分公開	第1項第2号	令和7年度 上水道事業用管材単価表のうち、「建設物価」、「積算資料」より得た単価	水道課
15	R7.4.14	令和7年1月1日から令和7年3月31日までに新規で開設した医科・歯科診療所の一覧		その他	公開			保健総務課
16	R7.4.16	令和7年3月31日時点の食品営業施設一覧データ(自動販売機、露店、自動車を除く)の営業許可・届出及び廃業情報	施設台帳	その他	部分公開	第1項第1号	廃業施設の申請者名(個人)	食品・環境衛生課
17	R7.4.18	国土調査地籍調査票(現地調査等用)別紙地番20筆分	地籍調査票	市内法人	部分公開	第1項第1号	個人の氏名、印	建設管理課
18	R7.4.18	・令和7年3月31日現在で川越市が許可又は確認し、また廃止となった施設(理容・美容・クリーニング・旅館(ホテル、簡易宿所含む)・公衆浴場・興行場)施設一覧	施設台帳	その他	部分公開	1項1号	廃業施設の申請者名(個人)	食品・環境衛生課
19	R7.4.22	川越市における障害者福祉サービス等の支給決定基準及び支給要綱	川越市障害福祉サービス等支給決定基準	その他	公開			障害者福祉課
20	R7.4.25	R7.3.31現在で川越市が許可又は確認し、それまでに廃止となった病院等施設	施設台帳	その他	部分公開	第1項第1号	個人開設における開設者住所	保健総務課
21	R7.4.28	R5年度「川越市ひとり親家庭等支援事業」実績報告書 R6年度「川越市ひとり親家庭等支援事業」実績報告書	令和6年度川越市学習支援事業(ひとり親家庭等世帯)年度末報告書 令和5年度川越市学習支援事業(ひとり親)年度末報告書	その他	部分公開	第1項1号、2号、4号	個人の氏名、生年月日、性別、学校名、受講会場、学年、相談記録、個人が識別できる写真等その他個人に関する情報、法人の研修計画、取引先の名称、法人独自の技術上の専門知識に関する情報、相対的な評価	こども家庭課
22	R7.4.28	R5年度「川越市ひとり親家庭等支援事業」実績報告書 R6年度「川越市ひとり親家庭等支援事業」実績報告書	令和6年度川越市学習支援事業(生活困窮世帯)年度末報告書 令和5年度川越市学習支援事業(生活困窮世帯)年度末報告書	その他	部分公開	第1項1号、2号、4号	個人の氏名、生年月日、性別、学校名、受講会場、学年、相談記録、個人が識別できる写真等その他個人に関する情報、法人の研修計画、取引先の名称、法人独自の技術上の専門知識に関する情報、相対的な評価	生活福祉課
23	R7.5.1	R6年度上水道事業用管財単価表 R7年度上水道事業用管財単価表	R6年度上水道事業用管財単価表 R7年度上水道事業用管財単価表	その他	部分公開	1項2号	令和7年度 上水道事業用管材単価表のうち、「建設物価」、「積算資料」より得た単価	水道課
24	R7.5.1	令和7年4月1日～令和7年4月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
25	R7.5.1	令和7年4月1日～令和7年4月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
26	R7.5.8	R7.3.31 現在で川越市が許可又は確認し、それまでに廃止となった薬局等施設	施設台帳	その他	部分公開	第1項第1号	廃業施設の申請者名(個人)	保健総務課

27	R7.5.9	令和3年度実施の「暫定自動車駐車場貸付に伴う事業者公募」に係る、落札者および落札金額。合わせて、地積測量図・質問回答書について	・入札結果表 ・地積測量図 ・暫定自動車駐車場貸付に伴う事業者公募 質問回答	その他	公開			管財課
28	R7.5.9	川越市内の医療機関名簿台帳で、令和7年4月末時点で届出の出ている病院等の情報	施設台帳	その他	公開			保健総務課
29	R7.5.13	市内全域に係る地番図(地籍図)及び路線価図の電子媒体形式(Shape file)形式での提供。あわせて、地番と地名の対応表	地番図	その他	非公開	22条第1項		資産税課
30	R7.5.14	令和7年3月31日現在で川越市が登録し、営業している第一種動物取扱業施設一覧及び川越市が届出を受けた第二種動物取扱業施設一覧	施設台帳	その他	部分公開	1項1号、2号	廃業施設の申請者名(個人)、第二種動物取扱業の施設所在地・施設電話番号・開設者氏名・開設者住所	食品・環境衛生課
31	R7.5.15	令和7年度道路標示塗装・道路標識工事に係る採用設計単価	見積による道路表示類の設計単価等について(通知)	その他	公開			防犯・交通安全課
32	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	こども育成課
33	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	保険証券 ・傷害保険 ・自転車統合賠償責任保険	その他	部分公開	1項1号、2号	個人の住所、氏名等、法人の印影	管財課
34	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	①団体総合生活補償保険 保険証書・団体保険被保険者明細書 ②普通傷害保険 保険証書	その他	部分公開	1項1号、2号	氏名・生年月日・年令・性別・住所・法人の印影	教育センター
35	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	産業振興課
36	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	団体総合生活補償保険 保険証書・団体保険被保険者明細書 内訳明細書	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	障害者福祉課
37	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	畜場
38	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	傷害保険証券 賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	地域包括ケア推進課
39	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	賠償責任保険証券(市民活動補償保険) 明細書	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	地域づくり推進課
40	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	ごみ収集作業に伴う事故に係わる損害賠償保険 保険証券 ごみ集積所賠償責任保険 保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	収集管理課
41	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	傷害保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	河川課
42	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	賠償責任保険証券及び明細書の写し ・川越市東清掃センター ・川越市資源化センター	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	環境施設課
43	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	賠償責任保険証券及び傷害保険申込書	その他	部分公開	1項1号、2号	氏名、法人の印影	スポーツ振興課
44	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	・動産総合保険証券兼明細書 ・捜索及び改修に関する特約条項 ・単独損害不担保特約条項	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	防災危機管理室
45	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	傷害保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	農政課
46	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	賠償責任保険証券及び明細書の写し	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	環境施設課
47	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	動産総合保険証券 動産総合保険明細書	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	博物館
48	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	運送保険証券 有価証券・貨紙幣類年 建運送保険	その他	公開			会計室
49	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	資源循環推進課
50	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	国内旅行傷害保険証券 賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	観光課
51	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	保険証券、特約書(放課後子供教室、人権講座)	その他	部分公開	1項1号、2号	個人の印影、法人の印影	地域教育支援課
52	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	団体総合生活補償保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	保育課
53	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	傷害保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	障害者福祉課
54	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	特定行政庁団体賠償責任保険加入者証	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	建築指導課
55	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	・傷害保険証券 ・賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	防犯・交通安全課
56	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	日常生活傷害補償保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	国民健康保険課
57	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課、開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	・統合賠償責任保険証券及び特約書 スポーツ安全保険加入依頼受付完了資料	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	教育財務課

58	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課。開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	市立川越高校
59	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課。開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	団体総合生活補償保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	障害者福祉課
60	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課。開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	動産総合保険 賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	教育指導課
61	R7.5.29	保険料が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課。開示請求書受付時点で保険契約内のもの。	損害保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	療育支援課
62	R7.6.2	令和7年5月1日～令和7年5月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
63	R7.6.2	令和7年5月1日～令和7年5月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
64	R7.6.3	新河岸第6-1号汚水幹線築造工事の場所が分かる位置図または平面図	下記工事の位置図、平面図 ①新河岸第6-1号汚水幹線築造工事(第2工区) ②新河岸第6-1号汚水幹線築造工事(第3工区)	利害関係人	公開			下水道課
65	R7.6.4	3月9日に実施したアースデイ川越が〇〇を後援申請した実績報告書		市民	非公開	文書不存在	文書不存在	環境政策課
66	R7.6.4	2023年3月における職員のリフレッシュ研修等		その他	取下げ			職員課
67	R7.6.4	2023年3月における職員のリフレッシュ研修等		その他	取下げ			教育総務課
68	R7.6.5	新河岸川環境連絡会の会議録	令和6年度 第4回かわごえ環境ネットワーク 会議録(抜粋)	市民	部分公開	1項1号	個人の氏名、電話番号、印影	環境政策課
69	R7.6.9	仮称芳野市民センター新築工事金入り設計書	仮称芳野市民センター新築工事金入り設計書	市内法人	公開			地域づくり推進課
70	R7.6.9	古谷地区公立保育所新築工事金入り設計書	市内法人	取下げ				こども政策課
71	R7.6.9	令和7年度 設計書 工事名称 川越市立川越高等学校トイレ改修工事(B棟)金入り設計書	令和7年度 設計書 工事名称 川越市立川越高等学校トイレ改修工事(B棟)	市内法人	公開			市立川越高校
72	R7.6.9	川越市立中央図書館外部改修工事金入り設計書	市内法人	取下げ				中央図書館
73	R7.6.9	川越市立芳野中学校大規模改造(外部)工事金入り設計書	令和7年度設計書川越市立芳野中学校大規模改造(外部)工事	市内法人	公開			教育財務課
74	R7.6.18	R6年度上水道事業用管財単価表 R7年度上水道事業用管財単価表	R6年度上水道事業用管財単価表 R7年度上水道事業用管財単価表	在勤者	部分公開	1項2号	単価	水道課
75	R7.6.19	的場北〇丁目〇〇(仮)における建築基準法第43条第1項ただし書 拡張計画図	建築基準法第43条第1項ただし書適用申請書	市内法人	部分公開	1項1号、2号	個人の氏名、住所及び印影	建築指導課
76	R7.6.23	橋梁定期点検業務委託(令和6年度発注)高橋耐震補強及び補修詳細設計業務委託		その他	取下げ			道路街路課
77	R7.6.24	令和7年5月末時点における川越市内における歯科診療所	施設台帳	その他	公開			保健総務課
78	R7.7.1	令和7年6月1日～令和7年6月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
79	R7.7.1	令和7年6月1日～令和7年6月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
80	R7.7.1	令和7年6月30日時点の川越市保健所管轄の医薬品・医療機器等の品質・有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく下記許可業者一覧	薬事台帳	その他	公開			保健総務課
81	R7.7.1	令和7年4月1日から令和7年6月30日に川越市が確認し廃止した理容・美容施設一覧	施設台帳	その他	部分公開	1項1号	廃業施設の申請者名(個人の氏名)	保健総務課
82	R7.7.15	下水道資機材等価格調査業務委託(単価契約)金入り設計書、入札調書	下水道資機材等価格調査業務委託(単価契約)令和6年度、令和7年度発注	その他	公開			下水道課
83	R7.7.18	令和7年度川越市景気動向調査業務委託金入り設計書	令和7年度業務委託設計書 委託名：川越市景気動向調査業務委託	その他	公開			産業振興課
84	R7.7.28	令和7年4月1日から令和7年6月30日までに新規で開設した医科・歯科診療所の一覧	施設台帳	その他	公開			保健総務課
85	R7.7.28	2023年7月1日から2025年6月30日までの期間で以下の医務事業関連の業種それぞれにおいて、新規に許可または届出のあった業者の情報が掲載された一覧表、医務業種においては、各月毎の業種一覧、薬事業種においては、四半期毎の業種一覧。	施設台帳	その他	部分公開	1項1号	個人の住所	保健総務課
86	R7.7.31	市長の公務スケジュールと具体的な行動についてわかる文書	行事予定表	市民	公開			秘書室
87	R7.8.1	令和7年7月1日～令和7年7月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
88	R7.8.1	令和7年7月1日～令和7年7月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
89	R7.8.5	令和7年7月31日現在届出された歯科技工所診療所の一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
90	R7.8.8	川越市小規模修理・修繕等希望者登録制度について	令和6年度川越市小規模修理・修繕等希望者登録制度の活用状況	市内法人	公開			契約課

91	R7.8.12	川越市笠幡2631-1の水質検査写真、構造がわかる書類の写し、構造がわかる図面の写し	川越市笠幡2631-1(北久保最終処分場跡地)に係る水質検査結果、平面図、標準断面図、排水路配置平面図	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	環境施設課
92	R7.8.12	令和5年度 芳野台汚水中継ポンプ場耐震補強工事 金入り設計書	令和5年度 工事設計書 芳野台汚水中継ポンプ場耐震補強工事	その他	公開			上下水道管理センター
93	R7.8.21	河川課管理用地(川越市大字古谷上5928-4他)の2024年度管理・維持のすべてわかる文書①樹接対策関係②草刈り等の関係	令和6年度 水路浚渫(伐採)工事 入札結果表、設計書、工事写真、契約書及び令和6年度 草刈業務委託その7 入札結果表、設計書、契約書	市民	部分公開	1項2号	法人の印影	河川課
94	R7.8.25	最新年度の地番図電子データ		その他	非公開	22条第1項		資産税課
95	R7.8.28	平成13年に市の道路整備事業に際し稲荷神社と川越市が交わした土地売買にかかる契約書	・土地売買契約書(平成13年7月31日契約) ・物件移転補償契約書(平成13年7月31日契約)	市民	部分公開	1項2号	法人の印影	用地課
96	R7.9.1	令和7年8月1日～令和7年8月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
97	R7.9.1	令和7年8月1日～令和7年8月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
98	R7.9.8	令和7年6月1日～令和7年9月8日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
99	R7.9.8	川越市笠幡2631-1の水質検査の写し 令和6年から過去5年分	川越市笠幡2631-1(北久保最終処分場跡地)に係る水質検査結果 令和元年度分から令和6年度分	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	環境施設課
100	R7.9.9	橋りょう定期点検業務委託金入り設計書		その他	取下げ			道路街路課
101	R7.9.18	新型コロナウイルスが初めて接種された日から現在までのワクチン接種者、未接種者の下記の情報 ①生年月日②性別③死亡日④転出日⑤転入日⑥ワクチンロット番号等		その他	取下げ			健康管理課
102	R7.9.18	川越市内ワクチン接種後の健康被害救済制度と副反応被害報告一覧(接種開始から現在まで)		その他	取下げ			健康管理課
103	R7.10.1	令和7年9月1日～令和7年9月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
104	R7.10.1	令和7年9月1日～令和7年9月末日までに新規で開設届を提出した施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
105	R7.10.2	川越市内で医薬品販売業を行っている(薬局も含む)会社名、住所、電話番号の一覧(R7.9.30時点)	施設台帳	その他	公開			保健総務課
106	R7.10.16	R7.2.20からR7.10.15における〇〇自治会長等と川越市(地域づくり推進課)とのやりとり全て	令和7年度〇〇書	市民	部分公開	1項1号	個人の氏名、印影	地域づくり推進課
107	R7.10.17	令和7年7月1日から令和7年9月30日までに新規で開設した医科・歯科診療所の一覧(すでに廃業したものは除く)	施設台帳	その他	公開			保健総務課
108	R7.10.22	第149回川越市都市計画審議会会議録、会議資料1、4、8、9、10、建築基準法51条ただし書き許可フロー図、関係法令(建築基準法、建築基準法施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令)		市内法人	部分公開	1項1号	個人の氏名、印影	都市計画課
109	R7.10.27	令和2年公募時における川越市施設管理公社の川越運動公園陸上競技場等体育館施設の提案書一式	・川越運動公園陸上競技場等体育施設の運営管理に関する提案書・自主事業計画書・事業報告書(令和4～6年度分)	その他	部分公開	1項2号	事業内容及び目的、金額、業者名	スポーツ振興課
110	R7.11.4	川越市公共下水道事業ウォーターPPP導入可能性業務委託		その他	取下げ			事業計画課
111	R7.11.4	川越市大字小ヶ谷〇〇の旧公図	旧公図	市内法人	公開			建設管理課
112	R7.11.4	令和7年10月1日～令和7年10月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
113	R7.11.4	令和7年10月1日～令和7年10月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
114	R7.11.25	以下の金入設計書 ①橋梁定期点検業務委託 ②川越市個別施設計画更新業務委託		その他	取下げ			道路街路課
115	R7.12.1	令和7年11月1日～令和7年11月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
116	R7.12.2	〇〇自治会に対する〇〇に関する決裁文書	〇〇自治会に対する〇〇について(伺い)	市民	部分公開	1項1号	個人の氏名	地域づくり推進課
117	R7.12.9	建設リサイクル法の届出をまとめた表(解体工事、改修工事のみ)期間:2023年4月～2025年11月		その他	取下げ			建築指導課
118	R7.12.11	令和7年2月20日以降の川越市と〇〇自治会のやり取り全ての記録	川越市から〇〇自治会に対する〇〇にかかる概要と通知文書	市民	部分公開	1項1号	個人の氏名	地域づくり推進課

119	R7.12.16	令和7年度古谷湿地エリア菱生川「魚取り」事業のわかる文書①費用②実施可否	支出命令書、歳出予算内示書	市民	部分公開		②「実施の可否」については文書不存在	環境政策課
120	R7.12.16	〇〇で川越市が〇〇に対し〇〇したことの分かる文書	判決文	市民	部分公開	1項1号、2号	事件番号、氏名、住所、法人名	農政課
121	R7.12.16	令和7年11月30日時点で提出された施術所(あはき)の一覧表(施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名)	施設台帳	その他	公開			保健総務課
122	R7.12.23	〇月〇日付の〇〇から提出された審査請	審査請求書	市内法人	部分公開	1項1号、3	氏名、請求内容	庶務課
123	R8.1.5	令和7年12月1日～令和7年12月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
124	R8.1.5	令和7年12月1日～令和7年12月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
125	R8.1.20	栄養管理状況報告書(令和5年度分、管轄内所在地且つ給食施設の種類の事業所と申告している施設)		その他	取下げ			健康づくり支援課
126	R8.1.29	川越市生活困窮者学習・生活支援事業、川越市ひとり親家庭等学習支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル	川越市生活困窮者学習・生活支援事業、川越市ひとり親家庭等学習支援事業業務委託公募型プロポーザル配点・評価表 選定事業者の企画提案書	その他	部分公開	1項第1号、第2号及び第4号	箇の観点、個人の氏名等戸籍・身分に関する情報、職務上の資格、在職期間等経歴に関する情報、事業についての計画・方針、法人の研修計画、取引先の名称、法人独自の技術上の専門知識に関する情報、給与、賃金、手当、有償費等人事に関する情報	こども家庭課
127	R8.2.2	令和8年1月1日～令和8年1月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開			保健総務課
128	R8.2.12	九十川護岸修繕工(川越市九十橋～川越市151橋)埼玉県と川越市の協議等(会議記録他)がわかる文書		市民	非公開	文書不存在	文書不存在	河川課
129	R8.2.12	九十川護岸修繕工(川越市九十橋～川越市151橋)埼玉県と川越市の協議等(会議記録他)がわかる文書		市民	非公開	文書不存在	文書不存在	道路環境整備課
130	R8.2.18	令和7年10月1日から令和8年1月31日までに新規で開設した医科・歯科診療所の一覧(すでに廃業したものは除く)	施設台帳	その他	公開			保健総務課
131	R8.2.18	九十川の川越市151橋の付近旧九十川の河川課所誘致の樹木伐採処分事業のわか	請書、施行写真	市民	部分公開	1項2号	法人の印影	河川課
132	R8.2.18	令和8年度4月入園一次募集における〇〇保育園の入園選考結果のうち、内者の最低点数が分かる資料または数値	入所ボーダーライン	市民	部分公開	1項1号	〇歳児クラスの最低点数(1名しかいないため)	保育課
133	R8.2.20	川越市大字小ヶ谷〇〇の旧公園	旧公園	その他	公開			建設管理課
134	R8.3.9	金入り設計書 古谷地区公立保育所新築工事		市内法人	取下げ			こども政策課
135	R8.3.9	金入り設計書 川越市立川越小学校大規模改造(外部)工		市内法人	取下げ			教育財務課
136	R8.3.9	金入り設計書 川越市立川越第一小学校トイレ改修工事		市内法人	取下げ			教育財務課
137	R8.3.9	金入り設計書 川越市市営住宅仙波町2丁目団地K1・K2・K3号棟外壁等改修工事		市内法人	取下げ			建築住宅課
138	R8.3.9	金入り設計書 (仮称)新宿町1丁目広場ユニットトイレ等整備工事		市内法人	取下げ			公園整備課
139	R8.3.9	金入り設計書 川越南文化会館体育棟屋上防水改修工事	金入り設計書 川越南文化会館体育棟屋上防水改修工事	市内法人	取下げ			文化芸術振興課
140	R8.3.26	令和7年案件番号106047 道路維持補修工事 下期 第1地区(単価契約) 共通费率等計算書		市内法人	取下げ			道路環境整備課

川越市情報公開条例

〔平成八年九月二十七日〕
条 例 第 十 五 号

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開について必要な事項を定め、市民の公文書の公開を求める権利を明らかにすること等により、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、市政の公正な執行と市政に対する市民の信頼を確保し、もって開かれた市政のより一層の推進に資することを目的とする。

(平12条例39・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 議会並びに市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに上下水道事業管理者をいう。
- (2) 公文書 市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第6条第1項第1号において同じ。)であつて、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関において管理しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(平10条例8・平12条例39・平14条例44・令4条例22・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民の公文書の公開を求める権利が保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

2 実施機関は、公文書の公開に当たっては、個人に関する情報を最大限に保護しなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して、公文書（第5号に掲げるものにあつては、そのものの権利又は利益に係る公文書に限る。）の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体（法人でない社団又は財団にあつては、代表者又は管理人の定めがあるものに限る。以下同じ。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が行う事務事業によって権利又は利益に直接の影響を受けるもの

（公文書の公開義務）

第6条 実施機関は、前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令（法律及び法律に基づく命令をいう。第5号及び第22条第1項において同じ。）若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第26

1号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 市の機関及び国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公共的団体をいう。次号において同じ。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 法令又は条例の規定に基づき、明らかに公開することができないとされている情報

(6) 法律又はこれに基づく政令の規定により、各大臣等から公開しないように指示のあった情報

2 実施機関は、非公開情報が記録されている公文書であっても、期間の経過により、当該公文書に記録されている情報が、非公開情報でなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(平12条例1・平12条例39・平16条例19・平19条例23・平27条例3・令4条例22・一部改正)

(部分公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1項第1号に掲げる情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(令4条例22・追加)

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第6条第1項第5号及び第6号に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(令4条例22・追加)

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(令4条例22・追加)

(公開請求の方法)

第10条 公開請求をしようとするものは、当該公開請求に係る公文書を管理している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者又は管理人の氏名）

(2) 公開請求に係る公文書の件名又は内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

(令4条例22・旧第7条繰下・一部改正)

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは公開の決定（以下「公開決定」という。）を、当該公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（第9条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を管理していないときを含む。）は非公開の決定（以下この項及び次項において「非公開決定」という。）をするものとし、請求者に対し、速やかに当該公開決定又は非公開決定（以下「公開決定等」という。）の内容を書面により通知しなければならない。

2 公開決定（公開請求に係る公文書の一部を公開する旨の決定に限る。）及び非公開決定をした場合であって、当該公文書の全部又はそのうち公開しないこととした部分が期間の経過により公開でき、かつ、その時期が明示できるときは、その時期を併せて書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び公開決定等を行うことができる時期を書面により通知しなければならない。

(平9条例3・平12条例39・一部改正、令4条例22・旧第8条繰下・一部改正)

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときには、前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残り

の公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由並びに残りの公文書について公開決定等をする期限を書面により通知しなければならない。

(平12条例39・追加、令4条例22・旧第9条繰下・一部改正)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 実施機関は、公開決定等をする場合において、当該公開決定等に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1項第1号イ又は同項第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定をする日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第16条第1項第2号及び第3項第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平12条例39・追加、平16条例19・一部改正、令4条例22・旧第10条繰下・一部改正)

(公文書の公開の実施及び方法)

第14条 実施機関は、公開請求に係る公文書の公開決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該公文書を公開しなければならない。

2 公文書の公開の方法は、公文書の閲覧、視聴又は写しの交付とし、請求者の求めると

ころによるものとする。ただし、請求者が公文書の写しの交付又は視聴を求めた場合において、当該公文書の写しを交付し、又は視聴をさせることが困難であると実施機関が認めるときは、他の公開の方法により公開することができる。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書を閲覧の方法による公開により、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公文書を公開することができる。

(平12条例39・旧第9条繰下・一部改正、令4条例22・旧第11条繰下・一部改正)
(手数料等)

第15条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 前条第2項の規定により公文書の写しの交付をするときは、当該公文書の写しの交付を受ける者は、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(平12条例39・旧第10条繰下、令4条例22・旧第12条繰下・一部改正)
(審査請求があった場合の手続)

第16条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、川越市行政不服審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次項第2号において同じ。）

(2) 請求者（当該請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（平 1 2 条例 3 9 ・追加、平 2 8 条例 3 ・一部改正、令 4 条例 2 2 ・旧第 1 3 条繰下・一部改正）

（審議会への諮問）

第 1 7 条 実施機関は、情報公開制度の適正かつ円滑な運用を図るため、情報公開制度の重要事項について専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、川越市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

（令 4 条例 2 2 ・追加）

（公文書の任意的公開）

第 1 8 条 実施機関は、公開請求をすることができるもの以外のものから公文書の公開の申出があったときは、これに応ずるように努めなければならない。

2 前項の規定により公文書を公開する場合の手数料等については、第 1 5 条の規定を適用する。

（平 1 2 条例 3 9 ・旧第 1 3 条繰下・一部改正、令 4 条例 2 2 ・旧第 1 5 条繰下・一部改正）

（公文書の検索資料の作成等）

第 1 9 条 実施機関は、公文書を検索するために必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

（平 1 2 条例 3 9 ・旧第 1 4 条繰下、令 4 条例 2 2 ・旧第 1 6 条繰下）

（実施状況の公表）

第 2 0 条 市長は、毎年度、この条例による公文書の公開の実施状況を公表するものとする。

（平 1 2 条例 3 9 ・旧第 1 5 条繰下、令 4 条例 2 2 ・旧第 1 7 条繰下）

（情報提供の充実）

第 2 1 条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書を公開するほか、市政に関する情報を市民に提供するように努めなければならない。

（平 1 2 条例 3 9 ・旧第 1 6 条繰下、令 4 条例 2 2 ・旧第 1 8 条繰下）

（適用除外）

第 2 2 条 この条例は、法令又は他の条例の規定に基づき、公文書の閲覧若しくは縦覧又

は公文書の謄本、抄本等の交付を受けることができる場合（川越市手数料条例（平成１２年条例第３号）別表第１５号に規定する市長の指定する公簿又は図面の閲覧及び同表第１６号に規定する市長の指定する図面の写しの交付並びに川越市建築基準法関係手数料条例（平成１２年条例第６号）別表第２第５０号に規定する道路の位置の指定に係る図面の写しの交付並びに同表第５１号に規定する建築計画概要書（当該建築計画に係る建築基準法令による処分等の概要書を含む。）、築造計画概要書（当該築造計画に係る建築基準法令による処分等の概要書を含む。）、定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書の写しの交付を含む。）については、適用しない。

２ この条例は、図書館等の市の機関において、市民の利用に供することを目的として管理している図書、図画等については、適用しない。

（平１２条例３・一部改正、平１２条例３９・旧第１７条繰下、平１４条例２８・平１５条例１３・平１８条例２５・平２８条例２３・平３０条例５６・令元条例８・令２条例２３・令３条例４４・一部改正、令４条例２２・旧第１９条繰下・一部改正、令５条例１１・令６条例３０・令８条例４・一部改正）

（出資法人等への要請）

第２３条 市長は、市が出資している法人及び市の行政運営上密接な関係を有し、かつ、市の援助が特に必要であると認められる法人で、規則で定めるものに対し、その管理する情報の公開及び提供を推進するよう要請するものとする。

２ 市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により同項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者に対し、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開及び提供を推進するよう要請するものとする。

（平１２条例３９・追加、平１７条例２９・一部改正、令４条例２２・旧第２０条繰下）

（委任）

第２４条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

（平１２条例３９・旧第１８条繰下、令４条例２２・旧第２１条繰下）

附 則

（施行期日等）

１ この条例は、平成９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に市の機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

（施行日前の公文書の任意的公開）

2 この条例の施行日前に市の機関が作成し、又は取得した公文書について公開の申出があった場合は、実施機関は、これに応ずるように努めるものとし、公文書を公開する場合の手数料等については、第12条の規定を適用する。

(平12条例39・一部改正)

(川越市手数料条例の一部改正)

3 川越市手数料条例(昭和32年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成9年3月19日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成10年3月20日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月21日条例第39号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月24日条例第28号)抄

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定及び次項の規定は平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月24日条例第44号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月18日条例第13号)抄

1 この条例中第1条の規定は平成15年4月16日から、第2条の規定及び次項の規定は平成15年8月25日から施行する。

附 則(平成16年12月21日条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(川越市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の川越市情報公開条例第6条及び第10条の規定は、同項の規定の施行後になされた同条例第5条の規定による請求について適用し、同項の規定の施行前になされた同条の規定による請求については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月23日条例第29号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月21日条例第25号）抄

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

3 この条例の施行の日前にされた前項の規定による改正前の川越市情報公開条例の規定による公文書の公開の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成19年7月3日条例第23号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日条例第3号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第3号）抄

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第23号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第56号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月26日条例第8号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月24日条例第23号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月29日条例第44号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月23日条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川越市情報公開条例(以下この項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に川越市情報公開条例第5条の規定による公文書の公開の請求(以下この項において「公開請求」という。))がされる場合における新条例に規定する公文書の公開について適用し、同日前に公開請求がされた場合におけるこの条例による改正前の川越市情報公開条例に規定する公文書の公開については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に川越市情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、当該諮問が、審査請求に係る審査についてのものにあつては川越市行政不服審査会に、情報公開制度の重要事項に係る審議についてのものにあつては川越市情報公開・個人情報保護審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について川越市情報公開審査会がした調査審議の手続は、それぞれ川越市行政不服審査会又は川越市情報公開・個人情報保護審議会がした調査審議の手続とみなす。

(川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第3号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (令和5年3月22日条例第11号) 抄

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月19日条例第30号) 抄

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月25日条例第4号) 抄

1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

川越市情報公開条例施行規則

平成 8 年 1 2 月 2 5 日
規 則 第 4 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川越市情報公開条例（平成 8 年条例第 1 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 1 3 規則 9 ・ 令 5 規則 7 ・ 一部改正)

(請求書の提出)

第 2 条 条例第 1 0 条第 3 号の実施機関の定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 請求者の区分
- (2) 公文書の公開方法

2 条例第 1 0 条に規定する請求書は、公文書公開請求書（様式第 1 号）によるものとする。

(平 1 3 規則 9 ・ 令 5 規則 7 ・ 一部改正)

(決定通知書等の様式)

第 3 条 条例第 1 1 条第 1 項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部の公開の決定をした場合 公文書公開決定通知書（様式第 2 号）
- (2) 公文書の一部の公開の決定をした場合 公文書部分公開決定通知書（様式第 3 号）
- (3) 公文書の非公開の決定をした場合 公文書非公開決定通知書（様式第 4 号）

2 条例第 1 1 条第 3 項の規定による通知は、公文書公開決定等期間延長通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

3 条例第 1 2 条の規定による通知は、公文書公開決定等期限の特例延長通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

(平 9 規則 3 3 ・ 平 1 3 規則 9 ・ 令 5 規則 7 ・ 一部改正)

(意見照会書等の様式)

第 4 条 条例第 1 3 条第 1 項の規定による通知は、公文書公開決定等に係る意見照会書（様式第 7 号）により行うものとする。

2 条例第 1 3 条第 2 項の規定による通知は、公文書公開決定に係る意見照会書（様式第 8 号）により行うものとする。

3 前 2 項の規定による通知を受けた者の意見書の提出は、公文書公開決定等に係る意見書（様式第 9 号）により行うものとする。

4 条例第13条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る公文書公開決定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（平23規則48・令5規則7・一部改正）

（公文書の公開の実施）

第5条 公文書の公開は、市長が指定する日時及び場所において職員の立会いの下に行うものとする。

2 市長は、公文書を閲覧し、又は視聴する者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときは、公文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

（平13規則9・旧第4条繰下・一部改正）

（公文書の写しの作成及び送付に要する費用の納付の方法）

第6条 条例第15条第2項の規定による費用の負担については、公文書の写しの作成に要する費用にあつては当該公文書の写しの交付を受ける時に納付し、公文書の写しの送付に要する費用にあつては前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公文書の写しを送付により交付する場合における当該公文書の写しの作成に要する費用は、当該公文書の写しの送付に要する費用と併せて納付しなければならない。

3 公文書の写しの送付に要する費用は、郵便切手により納付しなければならない。

（令5規則7・全改）

（任意的公開の申出）

第7条 条例第18条第1項に規定する公文書の公開の申出は、公文書任意的公開申出書（様式第11号）により行うものとする。

2 前項の公文書の公開の申出に対する回答は、公文書任意的公開回答書（様式第12号）により行うものとする。

（平13規則9・旧第6条繰下・一部改正、令5規則7・一部改正）

（公表）

第8条 条例第20条の規定による公文書の公開の実施状況の公表は、市長が別に定める方法により行うものとする。

（平13規則9・旧第7条繰下・一部改正、令5規則7・一部改正）

（出資法人等）

第9条 条例第23条第1項の規則で定める法人は、次に掲げるとおりとする。

(1) 川越市土地開発公社

- (2) 公益財団法人川越市施設管理公社
- (3) 公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター
- (4) 川越総合卸売市場株式会社
- (5) 川越都市開発株式会社
- (6) 社会福祉法人川越市社会福祉協議会
- (7) 公益社団法人川越市シルバー人材センター
- (8) 公益社団法人小江戸川越観光協会

(平 1 3 規則 9・追加、平 1 7 規則 2 0・平 1 8 規則 7・平 2 2 規則 4 7・平 2 3 規則 4 8・平 2 4 規則 7 8・平 2 5 規則 6 1・令 5 規則 7・一部改正)

(その他)

第 1 0 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平 1 3 規則 9・旧第 8 条繰下、令 5 規則 7・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 条例附則第 2 項に規定する施行日前に作成し、又は取得した公文書の公開の申出については、第 6 条の規定を準用する。
- 3 川越市会計規則（平成 6 年規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 9 年 9 月 2 9 日規則第 3 3 号）抄

- 1 この規則は、平成 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 3 月 3 1 日規則第 1 1 号）

この規則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 3 月 8 日規則第 9 号）

この規則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 3 月 2 9 日規則第 2 2 号）

この規則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 3 1 日規則第 2 0 号）

この規則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 3 月 1 日規則第 7 号）

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 6 月 1 6 日規則第 4 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 11 月 22 日規則第 48 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 10 日規則第 78 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 10 日規則第 61 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 44 号）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 17 日規則第 7 号）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の様式第 1 号の規定により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

個人情報保護制度の運用状況

1 開示・訂正等請求の受付、処理件数

本市では、市民の権利や利益の保護と公正で信頼される市政の推進のため、個人情報の開示・訂正等を請求する権利を保障する「個人情報保護制度」を実施しています。

令和3年5月に改正された「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）が、令和5年4月から地方公共団体にも直接適用されたことに伴い、本市においても法に基づく個人情報保護制度の適正な運用に努めています。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに開示請求は69件あり、訂正等請求はありませんでした（表1参照）。

※ 市民課又は市民センターに対して住民票等の交付請求書に係る開示請求が1件あった場合、市民課及びすべての市民センターで当該個人情報の有無を確認し開示・不開示決定を行っていますが、各市民センターで文書不存在を理由として不開示決定を行ったものは省いて受付件数等を算出しています。なお、令和7年度に各市民センターが文書不存在を理由に行った不開示決定は278件ありました。

（表1）開示・訂正等請求の受付、処理件数

令和7年度	開 示 ・ 訂正等決定	部分開示・ 訂正等決定	不開示・訂正 等不可決定	取 下 げ	合 計
開 示	36	23	9	1	69
訂 正	0	0	0	0	0
消 去	0	0	0	0	0
停 止	0	0	0	0	0
合 計	36	23	9	1	69

開示請求：行政機関が管理している行政文書等に記載された自己に関する個人情報の開示を請求すること。

訂正請求：行政機関が管理している行政文書等に記載された自己に関する個人情報について、事実の誤りがあると認めるときに、その訂正を請求すること。

消去請求：行政機関が管理している行政文書等に記載された自己に関する個人情報が取得の制限を越えて取得されていると認めるときに、その消去を請求すること。

停止請求：行政機関が管理している行政文書等に記載された自己に関する個人情報が利用及び提供の制限を越えて利用及び提供されていると認めるときに、その利用及び提供の停止を請求すること。

2 実施機関別の受付、処理件数

令和7年度の開示・訂正等請求の受付、処理件数を実施機関別に分類すると、市長が65件、教育委員会が4件でした。

議会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者に対しては、開示・訂正等請求はありませんでした（表2参照）。

（表2）実施機関別の受付、処理件数

		開 示 ・ 訂正等決定	部分開示・ 訂正等決定	不開示・訂正 等不可決定	取 下 げ	合 計
議 会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
市 長	開示	35	20	9	1	65
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	35	20	9	1	65
教育委員会	開示	1	3	0	0	4
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	1	3	0	0	4
選 挙 管 理 委 員 会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
公平委員会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
監 査 委 員	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
上 下 水 道 事 業 管 理 者	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
総 合 計	開示	36	23	9	1	69
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	36	23	9	1	69

部局別では、令和7年度は、市民部（37件）が最も多く、次いで、福祉部（12件）、財政部（5件）となっています（表3参照）。

（表3）部局別の受付、処理件数

実施機関名		総件数	実施機関名		総件数
議 会		0	教育委員会	教育総務部	1
市長 市	秘 書 室	0		学校教育部	3
	広 報 室	0		合 計	4
	防災危機管理室	0	選挙管理委員会		0
	総合政策部	0	公 平 委 員 会		0
	総 務 部	1	監 査 委 員		0
	財 政 部	5	農 業 委 員 会		0
	市 民 部	37	固定資産評価審査委員会		0
	文化スポーツ部	0	上下水道事業管理者		0
	福 祉 部	12			
	こども未来部	4			
	保健医療部	4			
	環 境 部	1			
	産業観光部	0			
	都市計画部	1			
	建 設 部	0			
	会 計 室	0			
	合 計	65	総 合 計		69

3 主な対象個人情報

令和 7 年度に開示した保有個人情報のうち、最も多かった文書として、住民票・戸籍等に関する交付請求書が 20 件ありました。

4 部分開示及び不開示の決定の理由別内訳

(1) 不開示情報

令和 7 年度の部分開示及び不開示の決定のうち、個人情報の保護に関する法律第 78 条第 1 項各号（不開示情報）が適用された件数は合計 23 件でした。

上記 23 件につき、同条例同条同項各号が適用された回数は延べ 32 回でした。その内訳は次のとおりです（表 4 参照）。

（表 4）個人情報の保護に関する法律条例第 78 条第 1 項各号の適用状況

不開示情報	根拠条項	適用回数※
開示請求者の生命等を害するおそれのある情報	第 78 条第 1 項第 1 号	0
開示請求者以外の個人に関する情報	第 78 条第 1 項第 2 号	20
法人等に関する情報	第 78 条第 1 項第 3 号	7
国等との協力関係等に関する情報	第 78 条第 1 項第 4 号	0
公共の安全と秩序に関する情報	第 78 条第 1 項第 5 号	0
審議、検討又は協議に関する情報	第 78 条第 1 項第 6 号	2
性質上公開になじまない事務事業に関する情報	第 78 条第 1 項第 7 号	3

※ 1 件の決定に複数の不開示情報が含まれることがあるため、部分開示及び不開示決定の件数とは一致しません。

(2) その他

(1)のほか、部分開示及び不開示の決定のうち、文書不存在が理由とされた件数は 7 件、法第 88 条の存否応答拒否が理由とされた件数は 1 件、請求の不適法が理由とされた件数が 1 件でした。

5 訂正等請求の処理状況

令和7年度に訂正等請求はありませんでした。

6 審査請求の処理状況

令和7年度は、開示請求に係る決定について審査請求が2件ありました。